

公共放送ワーキンググループ 第2次取りまとめの概要

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和6年3月5日

公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ概要①

- 公共放送WGでは、令和5年10月18日に公表した第1次取りまとめ以降、NHKの地上波テレビ放送以外の放送（地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送）のインターネット活用業務の在り方、NHKのガバナンスの在り方、国際放送の在り方について検討を行った。

1. 地上波テレビ放送以外のインターネット活用業務の在り方

（1）基本認識等

- 国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえると、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供する業務を、その実施の有無がNHKの判断に完全に委ねられている「任意業務」ではなく、**その継続的・安定的な実施が義務付けられる「必須業務」として位置付けるよう、制度を変更していくべき**である。
- この考え方は、国民・視聴者の視聴スタイルの変化や情報空間の拡大という社会環境の変化をその背景とするものであり、地上波テレビ放送以外についても当てはまるものであることから、**地上波テレビ放送以外の放送（地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送）のインターネット活用業務についても、原則として必須業務化することが適当**。
- 競争評価の仕組みにおいて地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、**民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないよう考慮することが適当**。
- **放送コンテンツのプラットフォームとして放送全体に貢献するNHKの役割**として、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべき。

（2）地上波ラジオ放送

- 災害時の情報伝達経路二重化等の観点から、原則のとおり、**必須業務化することが適当**。
- **テキスト情報等の範囲は、ラジオ音声との親和性、災害時の有用性等を考慮しつつ、競争評価の仕組みを経て決定されるべき**。
- **地方向け放送番組の配信拡大についてロードマップを策定すべき**。
- 放送波の受信者（ラジオは受信契約締結義務の対象外）との公平負担の観点から、**費用負担は求めないことが適当**。

（3）衛星放送

- NHKから放送番組の権利処理に係る困難性やコスト等の課題が示されたところ、**実施環境が整うまでの当面の間は、必須業務化を見送ることが適当**。
- **衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向け、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべき**。

（4）国際放送

- 我が国の情報の国際発信のフラッグシップの役割等を担っており、原則のとおり、**要請放送を含め、必須業務化することが適当**。
- **テキスト情報等の範囲は、国際放送が民間放送事業者等との協調領域であること考慮しつつ、競争評価の仕組みを経て決定されるべき**。
- 放送波の受信者（国際放送は受信契約締結義務の対象外）との公平負担の観点から、**費用負担は求めないことが適当**。

公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ概要②

2. NHKのガバナンスの在り方

- 経営委員会及び監査委員会が有する監督・監査機能を十分に発揮するため、各委員の責任と権限を明確化した上で、**執行部と適切な関係性を保ちつつ、連携を図っていくことが重要。**執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携した監督・監査、不祥事等が発生した場合の能動的な建議・調査、事務局機能の強化等が重要。
- インターネット活用業務を必須業務として実施する際、経営委員会は、公正競争の観点を含めその適正性を確保するという重い責務の下、競争評価の仕組みにおいてNHKが原案を策定するに当たり、組織として最終的な決定を行うことが求められる。また、インターネット活用業務の実施状況について監督・監査を行うことも求められる。
- NHK子会社の事業活動については、より具体的な事例の把握に努めつつ、NHKにおいては適切なグループ経営のための監督・監査を実施するとともに、公共放送の子会社等であることを踏まえて事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証し、必要に応じて、総務省において子会社等ガイドラインの改正を検討することが適当。
- 以上の提言を踏まえ、NHKには、**ガバナンスの実効性確保のための実施方針の見直し・公表及びガバナンスに関する取組状況の公表**を期待。

3. 国際放送の在り方（今後継続検討）

- 国際放送は、我が国情報の国際発信のフラッグシップの役割を担うものであり、**国際的ニュースの報道において我が国やアジアの視点で情報発信する等、信頼できる情報発信主体としての取組を進めるとともに、我が国コンテンツ産業の発展のため、海外との競争を意識しつつ、NHKと民間放送事業者とが協調して取り組んでいくことが重要。**
- 衛星放送、短波放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、**視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減を両立させていくことが重要。**
- 国際放送の実施に必要な財源は、国民全体の利益に資するものであるという考え方の下、基本的に受信料によって賄われている。**民間放送事業者も含めたプラットフォームとしての事業に充てるものとして、広告収入を得ていくことについて検討すべき。**
- **要請放送については、放送番組編集の自由への配慮義務を踏まえつつ、より高い効果を見込む観点から、現在の一体的な番組構成は前提とした上で、要請放送交付金の使途の透明性確保に向けてどのような方法が考えられるか検討すべき。**

4. 今後の進め方

- 総務省においては、**NHKのインターネット活用業務の必須業務化に向けて法制化に取り組むべき。**
- 公共放送WGは、**今後も引き続き、国際放送の在り方、NHK子会社等の事業活動の適正性等について検討を継続していく。**